第 828 号

(2-2)



1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(1997年) 平成9年 5月19日 月曜日

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町 3 - 1 - 1 O Tel:06-209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

## 全上様領収書と消費税

②:平成9年4月からは、消費税の仕入税 額控除の要件が厳しくなったと聞きましたが、 「上様領収書」でも、仕入税額控除は認めら れますか。

A:原則的には上様領収書での仕入税額控除は認められませんが、例外的に認められる場合もあります。

## 【解説】

改正消費税法では、仕入税額控除の適用を 受けるためには、所定の事項を記載した請求 書等を保存しなければなりませんが、この所 定記載事項の中には、「書類の交付を受ける 当該事業者の氏名又は名称」が含まれていま すので、いわゆる上様領収書では、仕入税額 控除が受けられないということになります。

ただし、これには例外があり、次のような 場合には、仕入税額控除が認められることに なります。

(1)支払対価(税込)が3万円未満の場合

この場合には、領収書自体の保存も不要 ですが、帳簿には仕入年月日、内容、仕入 先名等所定事項を記載する必要があります。

(2)小売業、飲食店業等の事業者が発行した領収書の場合

この場合、上様領収書と共に所定事項を 記載した帳簿を保存する必要があります。

(3)やむを得ない理由がある場合

例えば、市場調査のため会社名を伏せている場合等は、やむを得ない理由及び所定 事項を記載した帳簿と上様領収書を保存す る必要があります。

